



2026 年 10 月 16 日

各 位

会 社 名 売れるネット広告社グループ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 植木原宗平
(コード番号：9235 東証グロース)
問 合 せ 先 執 行 役 員 後 藤 祐 弥
(TEL 092-834-5520)

「第 17 回定時株主総会招集ご通知」の一部再訂正に関するお知らせ

当社は、2026 年 10 月 26 日開催予定の第 17 回定時株主総会に係る「第 17 回定時株主総会招集ご通知」について、2026 年 10 月 5 日付で第 4 号議案「大規模な第三者割当に係る株主意思確認の件」の記載内容の一部訂正をお知らせいたしました。

その後、株式会社東京証券取引所との確認を進めた結果、本議案については、同取引所に対する事前相談を適切に行っていない状況において、本定時株主総会の議案として付議する手続きを進めていたため、同取引所の有価証券上場規程第 432 条に基づく株主意思確認手続きとしての有効性が認められないことが確認されました。

これを受け、当社は、本議案について、今後の大規模な第三者割当による資金調達の方針に関する株主の皆様のご意向を確認するための勧告的決議として取り扱うことといたしました。

つきましては、招集ご通知の記載内容を下記のとおり再度訂正いたします。

なお、本訂正は、本議案の法的位置付け及び決議の効力を明確化するものであり、本議案の承認によって具体的な第三者割当の実施が承認されるものではありません。

株主の皆様には、度重なる訂正によりご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 訂正対象

第 17 回定時株主総会招集ご通知」52 頁～53 頁
第 4 号議案「大規模な第三者割当に係る株主意思確認の件」

2. 訂正の理由

本議案は、将来実施する可能性のある大規模な第三者割当について、具体的な発行株式数、発行価額、割当予定先その他の発行条件等が確定していない段階で、包括的に株主の皆様のご意向を確認する内容となっております。

このため、有価証券上場規程第 432 条に基づく株主意思確認手続きとしての有効性が認められないことが確認されたことから、本議案の位置付け及び決議の効力に関する記載を訂正するものです。

3. 訂正内容

(訂正前)

本議案は、会社法上、当社取締役会に募集株式等の発行権限を付与することを目的とするものではなく、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第 432 条に定める株主の意思確認として、本資金調達について株主の皆様のご承認をお願いするものです。

本議案をご承認いただいた場合、当社取締役会は、上記の範囲内において本資金調達を実施することが出来るものとします。

なお、本件付議内容である株主意思確認手続きについては、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第 432 条に基づく株主意思確認手続として実施する予定でしたが、その有効性について、現時点では株式会社東京証券取引所による確認及び判断を得られていない旨及び将来、追加的な手続等が必要となる可能性がある旨お知らせいたします。

(訂正後)

本議案は、当社が今後実施する可能性のある大規模な第三者割当による資金調達の方針について、株主の皆様のご意向を確認することを目的とした、法的拘束力を有しない勧告的決議として付議するものです。

当初、本議案については、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第 432 条に基づく株主意思確認手続きとして実施することを想定しておりましたが、具体的な発行株式数、発行価額、割当予定先その他の発行条件等が確定していない段階で包括的な意思確認を行う内容であることから、同規程に基づく株主意思確認手続きとしての有効性が認められないことが確認されました。

したがって、本議案が承認された場合であっても、当該承認は、同規程第 432 条に基づく株主意思確認手続きとしての効力を有するものではありません。また、具体的な第三者割当による新株式及び新株予約権等の発行を承認するものでも、当社取締役会に対してこれらの発行を包括的に委任するものでもありません。

当社は、本議案の承認のみをもって大規模な第三者割当を実施することはなく、今後、具体的な資金調達の内容及び発行条件等が確定した段階で、その希薄化率等を踏まえ、関係法令及び東京証券取引所の諸規則に基づく必要な手続きを行ってまいります。

なお、当該資金調達が有価証券上場規程第 432 条に定める大規模な第三者割当に該当する場合には、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の取得、又は当該割当に係る株主総会の決議などによる株主の意思確認手続きの実施等、必要な手続きを行う方針です。

4. その他

本訂正による第 17 回定時株主総会の開催日時及び開催場所の変更はございません。

本議案の取扱い及び今後の対応の詳細については、同日公表の「大規模な第三者割当に係る株主意思確認手続きの取扱い及び今後の対応に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上